



令和 8 年度 地元説明会 (小布杉)

地元の方の負担軽減を目的とした
投票所の運営方法の見直しについて

地元の方の負担とは？

1 投票立会人の選出及び立会人の業務

選挙期日が確定すると、旧小布杉分校で **4 名**、自治会長へ投票立会人の選出を依頼しています。前半の立会人（**2 名**） 後半の立会人（**2 名**）

立会人の業務

①選挙事務や投票行為の監視及び助言すること

公平中立の立場から、選挙事務や投票行為に不正がないか等の監視。

②投票箱の送致

後半の立会人のうち 1 名は投票終了後、投票箱を開票会場まで同行し、開票管理者へ引き渡す。

地元の方の負担とは？

3 投票事務従事者の選出

選挙期日が確定すると、旧小布杉分校で **1 名**、自治会長へ従事者の選出を依頼しています。

従事時間：7 時 0 0 分～1 8 時 0 0 分（休憩 1 時間） 依頼人数：1 名

事務従事者は以下の業務を行います。

- 1、受付係
- 2、名簿対照係
- 3、用紙交付係

どのように変えようとしているのか？

～負担軽減の検討～

- 1 【立会人の人数】 ➡ 法律で規定されているため、立会人の人数をなくす又は減らすことはできない。
- 2 【投票箱等の送致】 ➡ 当日投票の場合は、法律で規定されているため投票箱の送致をなくすことはできない。
- 3 【従事者の選出】 ➡ 地域に在中している職員が少ないため、必要人数の確保が困難なため、事務従者をなくすことはできない
事務引継ぎに伴う事務事故のリスク回避のため交代制にして時間を短縮するのは困難。
- 4 【投票時間の短縮】 ➡ 当日投票の場合は、法律上の制限があり、特別な理由がない限り投票時間の短縮はできない。

どのように変えようとしているのか？

～解決策～

- 必須条件**
- ①有権者の投票機会を確保すること。
 - ②地元負担を軽減すること。
 - ③法律を順守すること。

すべての要件を解決するには、

・その地域にある山中集会所で、投票日の前日（土曜日）に期日前投票を行えるようにする。

・投票日当日は中藁科小中学校で行えるようにする。

地元の負担はどう変わるのか？

～軽減される内容～

1 投票時間の確保

期日前投票の投票時間については、選挙管理委員会で決めることができる。

投票日の前日（土曜日）

9：00～11:00投票所準備

11：00～ 投票開始 ～17：00 投票終了

投票時間を 6 時間確保

地元の負担はどう変わるのか？

～軽減される内容～

2 立会人の選出及び勤務時間

投票時間が短縮されたことにより、必要になる立会人は

4名（午前2名、午後2名） ➡ **2名**

地元の負担はどう変わるのか？

～軽減される内容～

3 投票箱の送致

当日投票から期日前投票に変えたことで

立会人の**同行は不要**

市の職員（管理者）が責任をもって送致します。

地元の負担はどう変わるのか？

～軽減される内容～

4 市民従事者の選出

勤務時間が11:00からとなることで静岡市外に在住している職員が勤務可能となり、

地元からの市民従事者（1名）の選出が **不要**

地元の負担はどう変わるのか？

負担軽減案の効果

- 1 投票時間・・・・・・・・・・ **【短縮】** 11時～17時（6時間）
- 2 立会人の人数・・・・・・・・ **【縮小】** 4名→2名
- 3 投票箱等の送致・・・・・・・・ **【不要】** 管理者が送致
- 4 従事者の選出・・・・・・・・ **【不要】** 市職員で対応可能
- 5 その他の効果・・・・・・・・ 葬区在中の親族が随行する場合、
一緒の投票所で投票が可能

有権者の方は、これから、いつ・どこで投票できるのか？

～地元負担軽減のためのご理解～

いままで



これから

期日前投票

- ・ 静岡市役所（全期間）
- ・ 藁科生涯学習センター・北部図書館（5日間）

当日投票

旧小布杉分校 7:00～18:00

期日前投票

- ・ 静岡市役所（全期間）
- ・ 藁科生涯学習センター・北部図書館（5日間）
- ・ 山中集会所（11:00～17:00）

当日投票

中藁科小中学校 7:00～20:00

投票の仕方は変わるのか？

宣誓書の記入が必要になりますが、**大きくは変わりません。**

入場券の裏面の宣誓書を書いて持参してください。

お忘れされた場合でも投票所に予備の宣誓書を用意しますので、その場で記入できます。

宣 誓 書 (期日前投票する方は記入が必要です。)		
期日前投票をする方は、下記の枠内及び日付を記入してください。		
氏名	静岡 太郎	生 年 月 日 大・昭 平
住所	静岡市葵区 〇〇町〇〇番〇〇号	
<事由> ☐ 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事 ☐ 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在 ☐ 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容 ☐ 住所移転のため、本区の区域の外に居住 ☐ 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難		
私は、選挙の当日、上記のいずれかの事由に該当する以上真実であることを誓います。		
令和 5 年 月 日		

宣誓書を記載した日を記入してください。

いつから変わるのか？

令和9年4月の統一地方選挙から

実施したいと思っています。

ご理解、ご協力をお願いします。